

広島地方合同庁舎防災棟(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第3回) 令和8年9月17日

No.	資料名	頁数等	行数	項目	訂正前	訂正後
1	入札公告	43	1	(4)入札書及び二次審査資料の提出期間	令和8年9月16日(水)から令和8年10月16日(金)	令和8年9月16日(水)から令和8年10月23日(金)
2	入札説明書	3	37	(7)②今後のスケジュール	令和8年10月16日 入札書及び第二次審査資料の提出期限	令和8年10月23日 入札書及び第二次審査資料の提出期限
3	入札説明書	22	1	15.①入札書及び二次審査資料の提出期間	令和8年9月16日から令和8年10月16日	令和8年9月16日から令和8年10月23日
4	(資料-1)事業契約書(案)	24	18	第58条第1項	事業者は、本件工事に着手する前に、資格確認資料に記載した工事監理者及び各監理主任技術者を決定し、氏名その他を国に通知するとともに確認を受けなければならない。なお、当該管理技術者及び各主任技術者については、整備対象施設の引渡しまでの間、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、競争参加資格に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者を選任の上、国の承諾を得なければならない。	事業者は、本件工事に着手する前に、資格確認資料に記載した工事監理者及び各監理主任技術者を決定し、氏名その他を国に通知するとともに確認を受けなければならない。なお、当該工事監理者及び各監理主任技術者については、整備対象施設の引渡しまでの間、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、競争参加資格に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者を選任の上、国の承諾を得なければならない。
5	(資料-1)事業契約書(案)	50	7	別紙2 用語の定義 14.確報値	スライド協議において使用する指標のうち、暫定値以外の数値で当該時点において確認できる最新の数値という。	一般財団法人建設物価調査会において、建築費指数として公表される数値、又はこれに準じる数値をいう。
6	(資料-1)事業契約書(案)	67	1	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定	表4 全体スライド条項に係るスライド額の算定に採用する指数	表3 全体スライド条項に係るスライド額の算定に採用する指数
7	(資料-1)事業契約書(案)	68	23	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定	表5 各事業段階のスライド額算定に用いる書類と指数の基準日	表4 各事業段階のスライド額算定に用いる書類と指数の基準日
8	(資料-1)事業契約書(案)	69	19	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定 2. (4)	(㉔) 事業契約締結日から工事着手日前日まで	(㉔) 事業契約締結日から工事着手日前日まで
9	(資料-1)事業契約書(案)	69	25	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定 2. (4)イ(ア)①	P1:入札時に提出した、様式B-5-22「建設工事費(参考)」に記載された額	P1:入札時に提出した、様式B-6-19「建設工事費等」に記載された額
10	(資料-1)事業契約書(案)	70	4	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定 2. (4)イ(ア)②	P1:入札時に提出した、様式B-5-22「建設工事費(参考)」に記載された額	P1:入札時に提出した、様式B-6-19「建設工事費等」に記載された額
11	(資料-1)事業契約書(案)	70	4	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定 2. (4)	(㉔) 工事着手日から工事完了日まで	(㉔) 工事着手日から工事完了日まで

広島地方合同庁舎防災棟(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第3回) 令和8年9月17日

No.	資料名	頁数等	行数	項目	訂正前	訂正後
12	(資料-1)事業契約書(案)	71	9	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定 2. (5)	なお、事業者の協議資料等に基づき国と事業者で合意した場合に見積等による指数以外の方法を用いることができる。また、事業契約締結日から工事着手日以前においてはスライド改定を希望する品目、スライド前の価格を算定するために必要な数量及び単価(専門工事業者見積または製造業者見積(いずれの場合も妥当性確認のため原則として複数の見積を提出すること)、カタログ、刊行物等の単価拠資料添付)を確認できる資料が提出され、かつ事業者の協議資料等に基づき双方で合意した場合についても、見積等による指数以外の方法を用いることができるものとする。	なお、事業者の協議資料等に基づき国と事業者で合意した場合に見積等による指数以外の方法を用いることができる。また、事業契約締結日から工事着手日以前においてはスライド改定を希望する品目、スライド前の価格を算定するために必要な数量及び単価(専門工事業者見積または製造業者見積(いずれの場合も妥当性確認のため原則として複数の見積を提出すること)、カタログ、刊行物等の単価拠資料添付)について、入札時に提出された様式B-6-19に記載されている金額との整合性(各細目の合計値がB-6-19に記載された項目の金額と合致すること等)を確認できる資料が提出され、かつ事業者の協議資料等に基づき双方で合意した場合についても、見積等による指数以外の方法を用いることができるものとする。
13	(資料-1)事業契約書(案)	71	13	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定	表6 全体スライド条項に係るスライド額の算定に採用する指数	表5 全体スライド条項に係るスライド額の算定に採用する指数
14	(資料-1)事業契約書(案)	72	25	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定	表7 各事業段階のスライド額算定に用いる書類と指数の基準日	表6 各事業段階のスライド額算定に用いる書類と指数の基準日
15	(資料-1)事業契約書(案)	76	26	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定 3. (6)	なお、事業者の協議資料等に基づき国と事業者で合意した場合に見積等による指数以外の方法を用いることができる。また、事業契約締結日から工事着手日以前においてはスライド改定を希望する品目、スライド前の価格を算定するために必要な数量及び単価(専門工事業者見積または製造業者見積(いずれの場合も妥当性確認のため原則として複数の見積を提出すること)、カタログ、刊行物等の単価拠資料添付)を確認できる資料が提出され、かつ事業者の協議資料等に基づき双方で合意した場合についても、見積等による指数以外の方法を用いることができるものとする。	なお、事業者の協議資料等に基づき国と事業者で合意した場合に見積等による指数以外の方法を用いることができる。また、事業契約締結日から工事着手日以前においてはスライド改定を希望する品目、スライド前の価格を算定するために必要な数量及び単価(専門工事業者見積または製造業者見積(いずれの場合も妥当性確認のため原則として複数の見積を提出すること)、カタログ、刊行物等の単価拠資料添付)について、入札時に提出された様式B-6-19に記載されている金額との整合性(各細目の合計値がB-6-19に記載された項目の金額と合致すること等)を確認できる資料が提出され、かつ事業者の協議資料等に基づき双方で合意した場合についても、見積等による指数以外の方法を用いることができるものとする。
16	(資料-1)事業契約書(案)	76	29	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定	表8 単品スライド条項に係るスライド額の算定に採用する指数	表7 単品スライド条項に係るスライド額の算定に採用する指数
17	(資料-1)事業契約書(案)	79	11	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定 4.(4)イ(イ)	$S減 = [P2 - P1 + (P1 \times \underline{15/1000})]$	$S減 = [P2 - P1 + (P1 \times \underline{1/100})]$
18	(資料-1)事業契約書(案)	81	17	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定	表9 各事業段階のスライド額算定に用いる書類と指数の基準日	表8 各事業段階のスライド額算定に用いる書類と指数の基準日
19	(資料-1)事業契約書(案)	82	6	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定 5. (4)イ(ア)①	P1:入札時に提出した、様式B-6-19「建設工事費(参考)」に記載された額	P1:入札時に提出した、様式B-6-19「建設工事費等」に記載された額

広島地方合同庁舎防災棟(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第3回) 令和8年9月17日

No.	資料名	頁数等	行数	項目	訂正前	訂正後
20	(資料-1)事業契約書(案)	82	17	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定 5. (4)イ(ア)②	P1:入札時に提出した、様式B-6-19「建設工事費(参考)」に記載された額	P1:入札時に提出した、様式B-6-19「建設工事費等」に記載された額
21	(資料-1)事業契約書(案)	83	22	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定 5. (5)	なお、事業者の協議資料等に基づき国と事業者で合意した場合に見積等による指数以外の方法を用いることができる。また、事業契約締結日から工事着手日以前においてはスライド改定を希望する品目、スライド前の価格を算定するために必要な数量及び単価(専門工事業者見積または製造業者見積(いずれの場合も妥当性確認のため原則として複数の見積を提出すること)、カタログ、刊行物等の単価拠資料添付)を確認できる資料が提出され、かつ事業者の協議資料等に基づき双方で合意した場合についても、見積等による指数以外の方法を用いることができるものとする。	なお、事業者の協議資料等に基づき国と事業者で合意した場合に見積等による指数以外の方法を用いることができる。また、事業契約締結日から工事着手日以前においてはスライド改定を希望する品目、スライド前の価格を算定するために必要な数量及び単価(専門工事業者見積または製造業者見積(いずれの場合も妥当性確認のため原則として複数の見積を提出すること)、カタログ、刊行物等の単価根拠資料添付)について、 <u>入札時に提出された様式B-6-19に記載されている金額との整合性(各細目の合計値がB-6-19に記載された項目の金額と合致すること等)</u> を確認できる資料が提出され、かつ事業者の協議資料等に基づき双方で合意した場合についても、見積等による指数以外の方法を用いることができるものとする。
22	(資料-1)事業契約書(案)	83	25	別紙6 物価等の変動に基づく本件業務費及び本件工事費の改定	表10 インフレスライド条項に係るスライド額の算定に採用する指数	表9 インフレスライド条項に係るスライド額の算定に採用する指数
23	(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	6	6	イ 基準金利	割賦手数料にかかる基準金利は <u>令和12年6月1日(予定。以下「金利確定日」という。)</u> に確定することとし、	割賦手数料にかかる基準金利は <u>引渡しの日(以下「金利確定日」という。)</u> に確定することとし、
24	(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	5	1	ア 割賦手数料	国は、事業費について、3. で算定された各費用の支払額及びその各々に係る消費税等(施設費にかかる消費税等を除く。)を、原則として、毎回、国が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、 <u>かつ各半期末の翌月末までに支払う。</u>	国は、事業費について、3. で算定された各費用の支払額及びその各々に係る消費税等(施設費にかかる消費税等を除く。)を、原則として、毎回、国が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に支払う。
25	(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	6	1	ア 割賦手数料	具体的には、 <u>事業者が国に対して防災棟の引き渡しの翌々年度である令和14年4月1日に第1回の請求を行い、国は令和14年5月1日までに第1回の支払いをするものとする。第2回目以降は、毎年、4月1日から翌年3月31日までを計算期間として事業者が4月1日に請求を行い、国は翌5月1日までに支払う。</u>	具体的には、 <u>国と事業者は令和14年4月1日を目途に基準金利の確定に伴う事業契約の変更契約を締結し、当該変更手続きが完了していることを条件に事業者は割賦手数料に係る第1回の請求を行い、国は令和14年5月1日までに第1回の支払いをするものとする。第2回目以降は、毎年、4月1日から翌年3月31日までを計算期間として事業者が4月1日に請求を行い、国は翌5月1日までに支払う。</u>
26	(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	1	23	②割賦手数料	施設費に係る割賦手数料は、施設費を割賦原価として、第2 3. (1)①に定める回数による元金均等による割賦払いとした場合の割賦金利とする。	施設費に係る割賦手数料は、 <u>初回支払分を除く施設費を割賦原価として、第2 3. (1)①に定める回数による元金均等による割賦払いとした場合の割賦金利とする。</u>
27	(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	6	1	イ 基準金利	(ウ)各支払(予定)期日に支払回数に対応して施設費を①の方法に従い支払うこととした場合に、(イ)の割引係数をもとに算定した、元利払いの金利確定日における現在価値が、 <u>引渡し時の施設費(割賦元本)の金利確定日における現在価値と同額となるように算定されるクーポンレートを基準金利とする。</u>	(ウ)各支払(予定)期日に支払回数に対応して施設費を①の方法に従い支払うこととした場合に、(イ)の割引係数をもとに算定した、元利払いの金利確定日における現在価値が、 <u>引渡し時の施設費(初回支払分を除く)の割賦対象分の金利確定日における現在価値と同額となるように算定されるクーポンレートを基準金利とする。</u>
28	(資料-1-3)事業費の算定及び支払方法	12		別紙1 基準金利の算定方法 1. 基本的な考え方	引渡し日における施設費	引渡し日における施設費(<u>初回支払分を除く</u>)の割賦対象分
29	(資料-2)業務要求水準書 目次			参考資料	参考資料4-20★既存棟(1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲	参考資料4-20-1★既存棟(1号館附属棟、2号館、3号館及び4号館)改修の範囲 参考資料4-20-2★特別高压受変電設備等の事業範囲

広島地方合同庁舎防災棟(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第3回) 令和8年9月17日

No.	資料名	頁数等	行数	項目	訂正前	訂正後
30	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	70	31	第6節 業務の実施	4.建設業務 事業者は、本業務要求水準書及び事業計画書並びに設計・施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。建設業務は、設計図書に基づき防災棟及び既存棟改修部分を施工する業務のほか、施工に関する品質確保のために必要な業務とする。 (1)建設工事 事業者は、以下の工事を実施する。 a. 防災棟施設整備 b. 既存棟改修工事(1号館附属棟、2号館、3号館、4号館)	4.建設業務 事業者は、本業務要求水準書及び事業計画書並びに設計・施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。建設業務は、設計図書に基づき防災棟及び既存棟改修部分を施工する業務のほか、施工に関する品質確保のために必要な業務とする。 (1)建設工事 事業者は、以下の工事を実施する。 <u>ただし、特別高圧受変電設備等の建設工事は本事業の建設業務の範囲には含まない。(詳細な範囲については、【参考資料4-20-2】「特別高圧受変電設備等の事業範囲」参照。)</u> a. 防災棟施設整備 b. 既存棟改修工事(1号館附属棟、2号館、3号館、4号館)
31	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	22	35	第4節_3.(1)a.(a)①(イ)い	制振部材を付加的要素として設計する場合であっても制振構造として取り扱う。	制振部材を付加的要素として設計する場合は、 <u>要求水準上の制振構造として取り扱わない。</u>
32	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	39	23	第5節.1.(5)f.(h)		(h)パネルは、配線更新等の維持管理作業に支障のないよう、取り外し及び再設置が容易な構造及び重量とする。
33	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	52	29	第5節.2(1)k.(b)	主装置は、想定される浸水深より上部階のEPS内に設置する。	削除 ※(b)以降の番号を訂正。
34	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	92	2		空調設備の標準的な運転時間は開庁日の8:30～18:00を含めるものとし、(略)	空調設備の標準的な運転時間は開庁日の <u>8:00～19:00</u> を含めるものとし、(略)
35	(添付資料2-1-2)事業対象区分表					※添付資料2-1-2をご参照ください。 以下の業務をPFI事業外に訂正。 共通:特別高圧受変電設備等にかかる建設業務
36	(資料-4)提出書類の記載要領	24	—	第1.5.(2).b.基本計画説明書 <各様式の記載事項>	書類名 建設工事費等(参考)	書類名 建設工事費等
37	様式B-6			B-6-19	書類名 建設工事費等(参考)	・書類名 建設工事費等 ・設計費と工事監理費について直接人件費と経費を区分